

第 25 回久米島まつり出店要綱

1. 開催期日

令和 7 年 9 月 20 日（土）、9 月 21 日（日）

予備日：10 月 11 日、12 日

2. 開催場所

久米島町ふれあい公園

3. 募集対象

原則として商工会会員事業者。（法令等により許可を必要とする業種の場合は、その許可を受けているもの。公序良俗に反しないものであること。）

4. 出店

(1) 出店基準

- ①久米島地域の生産加工品であること。
- ②食品衛生法、JAS 法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示表、意匠法、商標法等の法規に反しないこと。
- ③出店物には生産（製造）地、製造者（企業）名、工程、特徴、商品特性、賞味期限等を明記すること。
- ④販売物には必ず名称、商品名、小売価格（総額表示）を示すこと。
- ⑤飲食物を取り扱う業者は生産物賠償責任保険（PL 保険）または食品営業賠償共済保険に必ず加入すること。
- ⑥その他、委員会が適正と認めたもの。

(2) 出店方法・出店申込み

- ①出店区画及び区分は次のとおり
 - ・原則として 1 事業者あたり 1 コマとする
 - ・1 コマのサイズは、「3 間×4 間「5.4m×7.2m」以内を基準とする。
会場配置の都合上、基準を超えるテントの設置はご遠慮下さい。但し、基準を超える場合は、受付時にご相談ください。
 - ・特産品販売コーナー（食品・非食品）
 - ・実演販売コーナー（食品・非食品）
- ②テント、イス、テーブル等は各自手配になります。
- ③出店業者は、出店申込書（様式 1）により商工会へ申し込み。
申込期間：令和 7 年 7 月 31 日（木）～8 月 7 日（木） 9：00～17：00（土・日除く）
募集店舗：16 店舗（飲食 12 店舗、その他ゲーム等 4 店舗）
（募集店舗数を超えた場合は抽選となります。）
- ④申込方法：商工会窓口のみ受付
申込書については商工会・久米島町ホームページよりダウンロードしてください。
（直接、商工会窓口にて申込可。）
申 込 先：久米島商工会（TEL）985-2630
 - ※ 印鑑（認印）をご持参の上、窓口にてお申込下さい。
 - ※ 飲食出店者については、簡易営業許可書の写しを提出してください。
（有効期限を確認ください。）
 - ※ 飲食出店者については保険加入の分かる書類（証券等）の写しを提出してください。
申込時に加入していない事業者は開催前日までに加入し証券等の写しを提出してください。

(3) 保健所申請について

今回初めて許可を取得する方は、「食品営業許可申請書（第 5 号様式）」及び営業許可に

必要な県証紙（金融機関で購入）を準備し申請してください。

※沖縄県南部保健所 Tel 098-889-6351

(4) 出店時間

①営業時間 2日間とも午後5時～午後9時30分まで（時間厳守）

(5) 出店料（1コマ）及び搬入・搬出費

①出店料は 35,000 円とする。

＊搬入・搬出費については、出店業者負担とする。

＊出店料は、出店説明会の際にお支払いください。

＊出店料は中止の場合を除き、如何なる理由があっても返還しない。

②商品の搬入・搬出

＜搬入＞令和7年9月19日（金）午後3時～午後8時（予定）

令和7年9月20日（土）・21日（日）午前10時～午後3時（予定）

＜搬出＞令和7年9月22日（月）午前9時～正午

＊搬入搬出は指定時間内に完了し、会期中については、来場者や出店者の通行の妨げにならないよう十分注意してください。

(6) 消灯時間

①消灯時間 2日間とも午後9時30分

（但し、花火打上げ時刻の8時30分は一斉消灯！）

(7) 清掃時間

9/22（月）午前9時～正午

ゴミステーションの設置場所

会場内2カ所に設置（野外ステージ横、本部席横）

出店事業者は必ず清掃活動に参加下さい。

会期中のゴミの撤収（午後9時30分）は委託業者が行いますので時間厳守をしてください。

午後10時以降のゴミ出しは固く禁じます。

ゴミの分別種類

①もえるゴミ（紙、割り箸等）

②ビン類（ガラス類、陶器類は、別途ビニール袋へ分別してください。）

③ペットボトル、

④カン類（アルミ缶、スチール缶）

＊4分類されていないゴミ出しは、固く禁じます。

＊廃油は各自持ち帰ること。

(8) 水道設置

水道設置については、公園側と海側の2カ所に設置します。

(9) 電源について

会場の電源は照明が主となりますので、容量の大きな炊飯器等は使用出来ません。

5. 出店説明会及び抽選会

日時 令和7年8月21日（木）午後2時～

場所 久米島商工会 会議室

※出店場所の抽選を行いますので責任者の方は必ず参加をしてください。

6. その他注意事項

- ・ 出店場所等の抽選及び会場レイアウト、駐車場、設備等については、出店事業者説明会にて説明する
- ・ 説明会については、出店事業者は必ず参加すること。
- ・ 出店業者は、指定された場所を他人に**転貸**し、又は目的外に使用してはならない。
- ・ 出店業者は、指定された場所以外で商行為を行ってはならない。
- ・ 各自ゴミ箱を設置し、店舗内の後片付け及び周辺清掃も責任を持って行うこと。
- ・ 廃油（タレを含む）を持ち帰ること。
- ・ 飲食出店事業者は、常に清潔を保ち、衛生面に留意すること。
- ・ 生態系の保護の為、外来種の（ザリガニ・魚等）の販売は禁止！
- ・ 会場設置及び物品搬入のための車輛会場内通行は実行委員会の承認した通行許可書を使用すること。
- ・ 出店者等は指定された駐車場に駐車すること。
- ・ 商品等の搬入を終えた車輛は直ちに所定の駐車場に移動すること。
- ・ 交通規制を守り、品物の搬入・搬出は交通規制時間帯以外で行うこと。
- ・ 品物の搬入、搬出時以外は会場内の駐車は禁止とする。
- ・ 青少年育成の保護の立場から、未成年者へのビール等の酒類の販売禁止及びまつり終了時間を厳守すること。
- ・ 日焼け対策等でブース前にシート等を覆わないこと。
- ・ 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
- ・ 盗難等が発生した場合は、直ちに警察及び実行委員会へ連絡すること。
- ・ 万一盗難等及び食中毒等不測の事態が生じた場合、実行委員会は一切責任を負わない。
- ・ その他、この要綱に規定されていない事項及びまつり実行委員会から注意等があった場合には、速やかに支持に従うこと。支持に従わない場合は、即時撤去していただくことになりますので、ご注意下さい。